

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境等の整備

項目	(1)「人」優先の生活道路等の整備	種別	① 生活道路等におけるスロードライブゾーン等の交通安全対策の推進
----	-------------------	----	----------------------------------

所管 福井県警察本部（交通規制課）

生活道路を中心に、ゾーン30の整備、最高速度規制による自動車の走行速度低減、道路標識・道路標示の適切な配置、路側帯等により、歩行者や自転車等の安全確保を図る。

項目	(1)「人」優先の生活道路等の整備	種別	② 通学路等の歩道整備等の推進
----	-------------------	----	-----------------

小学校、幼稚園、保育所および児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路を中心に歩道の設置、既設歩道の拡幅、歩行者用照明等の設置を実施する。

所管 福井県土木部（道路保全課）

児童等の安全・安心な通行を確保するため、歩道の設置や既設歩道の拡幅・段差解消、その他交通安全施設等の整備を行う。

種別/区分	事業量	事業費	摘要
歩道・自歩道整備	2,000m	988,473千円	交通安全施設等整備事業
交差点改良	1式		
道路照明設置	1式		
防護柵設置	1式		
その他	1式		
合計		988,473千円	

※事業費はH27年度6月現計

所管 国土交通省福井河川国道事務所

安全で快適な歩行空間及び通学路空間を確保するための歩道・自転車歩行者道整備の推進。

種別	区分	事業量
歩道整備		7箇所
合計		7箇所

所管 福井県土木部（道路建設課・高規格道路推進課）

道路事業において、道路の改良に合わせて歩道を整備する。

種別/区分	事業量	事業費	摘要
歩道	12箇所	6,217,319千円	(道路改築費含む)

項 目	(1)「人」優先の生活道路等の整備	種 別	③ バリアフリー対応型信号機等の整備
-----	-------------------	-----	--------------------

高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、バリアフリー対応型信号機等の整備を面的に整備しネットワーク化を図る。

所管 福井県警察本部（交通規制課）

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路を重点に、道路標識・道路標示の高輝度化等を推進する。

項 目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種 別	① 事故危険箇所対策の推進
-----	------------------------	-----	---------------

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、信号機の新設・高度化、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置および防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

所管 福井県土木部（道路保全課）

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、歩道整備や区画線、道路標識、その他交通安全施設等の整備を行う。

種別/区分	事業量	事業費（千円）	摘要
歩道・自歩道整備	2,000m	988,473	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ（再掲）
交差点改良	1式		
道路照明設置	1式		
防護柵設置	1式		
その他	1式		
区画線設置・補修	1式	119,350	区画線整備事業
道路標識設置・補修	1式	10,000	道路標識整備事業
合 計		1,117,823	

※事業費は H27 年度 6 月現計

所管 国土交通省福井河川国道事務所

事故ゼロプランに基づき、重点的に事故対策を実施する。さらに、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、事故発生 の 要 因 について、関係機関等との現地立会、調査を実施し、安全施設の整備を含めた所要の対策を講ずることにより再発防止を図る。

種別/区分	事業量
交差点改良	2箇所
線形改良	1箇所
区画線設置	1式
防護柵設置	1式

項 目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種 別	② 歩行者、自転車等の異種交通の分離
-----	------------------------	-----	--------------------

高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。

所管 福井県土木部 (道路保全課)

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、歩道整備や自転車走行環境整備を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
歩道・自歩道整備	2,000m	988,473	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ (再掲)
交差点改良	1 式		
道路照明設置	1 式		
防護柵設置	1 式		
その他	1 式		
合 計		988,473	

※事業費は H27 年度 6 月現計

項 目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種 別	③ 高速自動車道国道等における事故防止対策の推進
-----	------------------------	-----	--------------------------

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、交通混雑期における渋滞対策、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

所管 福井県警察本部 (交通規制課・高速道路交通警察隊)

交通実態に即した交通規制の実施

高速道路の交通規制については、交通事故の発生状況、実勢速度、交通安全施設の整備状況、道路構造の改良状況、運転者の意見・要望等を総合的に勘案して、交通規制基準に即した、より合理的な交通規制となるよう見直しを推進する。

所管 中日本高速道路(株)

1 事故削減に向けた総合的施策の集中的実施

事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、道路線形、天候、夜間等の事故誘発要因の詳細な分析を行い、注意警戒標識、自発光式視線誘導標、高視認性区画線の整備、雨天時の安全対策として高機能舗装の整備を重点的に実施する。

また、逆走による事故防止のための標識や路面表示の整備およびお客様への安全啓発を図るなど、総合的な事故防止対策を推進する。

事故や故障による停止車両の早期撤去、運転者・同乗者への迅速な避難誘導等を行い、二次災害の防止を図る。

2 安全で快適な交通環境づくり

過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な走行環境の確保を図るため、舗装改良やインターチェンジの改良、休憩施設のサービス向上を推進する。

また、インターネット等広く普及している情報通信を活用して、即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

3 高度情報技術を活用したシステムの構築

道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者への適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報システム等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消および利用者サービスの向上を図るため、有料道路自動料金収受システム（ETC）等の整備を推進する。

また、スマートインターチェンジの整備等、既存の高速道路の有効活用を図る。

4 北陸自動車道の交通安全施設等の整備を行う。

北陸自動車道交通安全施設等整備

種 類	区 分	事業量	事業費（千円）
舗 装 改 良		31.3 千㎡	220,000
区 画 線		9.0 km	1,350
雪 氷 対 策 費		1 式	743,000
合 計			964,350

所管 西日本高速道路(株)

1 100%の安心・安全の確保

- ・逆走対策を実施する。
- ・高速道路の交通事故削減を図るため、各交通安全運動期間に休憩施設及び料金所で高速道路交通警察隊等関係機関と協力し、交通安全啓発活動を展開する。
また、横断幕、懸垂幕及びトイレの掲示板等により、安全啓発活動を実施する。
- ・ETCカード未挿入対策を実施する。
- ・ロードキル対策を実施する。

2 事故削減に向けた総合的施策の集中的実施

事故や故障による停止車両の早期撤去、運転者、同乗者への迅速避難誘導等を行い、二次災害の防止を図る。

舞鶴若狭自動車道交通安全施設等整備

種 類	区 分	事業量	事業費（千円）
舗 装 改 良		1,610 ㎡	25,310
区 画 線		27 km	
雪 氷 対 策 費		1 式	133,300
合 計			158,610

項 目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種 別	④ 道路の改築等による道路交通環境の整備
-----	------------------------	-----	----------------------

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、バイパスの整備や既存道路の拡幅、道路空間の再分配、交差点改良等の道路の改築事業を推進する。

所管 福井県土木部（道路建設課・高規格道路推進課）

種別 区別		事業量（箇所）	事業費（千円）
一般国道	道路改築	8	1,372,579
主要地方道	道路改築	4	1,864,376
一般県道	道路改築	5	3,630,150
合 計		17	6,867,105

所管 福井県土木部（道路保全課）

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、道路空間の再配分（歩道の拡幅）や交差点改良等を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
歩道・自歩道	2,000m	988,473	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ（再掲）
交差点改良	1式		
道路照明設置	1式		
防護柵設置	1式		
その他	1式		
合 計		988,473	

※事業費は H27 年度 6 月現計

所管 国土交通省福井河川国道事務所

バイパス事業を推進し、交通の円滑化を図る。

事業名	事業量	摘要
国道 158 号永平寺大野道路	L=5.3 km (永平寺 IC~上志比 IC) 橋梁、改良工事等を推進	平成 28 年度暫定 2 車線供用予定
国道 158 号大野油坂道路	L=5.5 km (大野 IC~大野東 IC (仮称)) 測量等を推進	
	L=14.0 km (大野東 IC (仮称) ~和泉 IC (仮称)) 用地取得及び橋梁、改良工事等を推進	
	L=15.5 km (和泉 IC (仮称) ~油坂出入口 (仮称)) 調査設計、用地取得を推進	
国道 8 号福井バイパス	L=5.4 km (あわら市笹岡~坂井市丸岡町玄女) 用地補償、橋梁及び改良工事を推進	
国道 161 号愛発除雪拡幅	L=4.5 km (敦賀市疋田~駄口) 調査設計を推進	
国道 417 号冠山峠道路	L=3.7 km (福井県今立郡池田町田代~県境) トンネル工事等を推進	
	L=4.1 km (県境~岐阜県揖斐郡揖斐川町奥山) トンネル工事等を推進	

所管 福井県土木部（都市計画課・道路建設課）

都市内道路の改良に伴う道路環境の整備を図る。

種別	区分	事業量(箇所)	事業費(千円)	摘要
道路改築	県事業	3	84,000	
	小計	3	84,000	
連続立体交差	県事業	1	2,248,203	
	小計	1	2,248,203	
区画整理	県事業	—	—	
	小計	1	332,069	
合計	県事業	4	2,332,203	
	小計	1	332,069	
	合計	5	2,664,272	

所管 福井県農林水産部（森づくり課）

森林基幹道および森林管理道等の新設される林道について、特に必要と認められる区間については、交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、防護柵、道路反射鏡および警戒標識、規制標識などを整備する。

種別	区分	事業量	事業費(千円)	摘要
森林基幹道事業		2,169 m	658,312	防護柵等
森林管理道事業		2,079 m	265,880	防護柵等
合計		4,248 m	924,192	

項目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種別	⑤ 災害に備えた道路交通環境の整備
----	------------------------	----	-------------------

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

所管 福井県土木部（道路保全課）

豪雨、豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、橋梁の耐震対策や道路斜面の防災対策、防雪対策等を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
橋梁補修・耐震対策	1 式	1,459,950	橋梁補修事業
道路防災対策	1 式	1,274,925	道路災害防除事業
防雪・消雪対策	1 式	904,577	雪寒道路事業
合計		3,639,452	

※事業費は H27 年度 6 月現計

所管 福井県農林水産部（農村振興課）

一般農道整備事業により改良される道路で、路面の改良および橋梁、トンネルの補修を行い、安全・安心な道路交通環境の整備を図る。

種別	区分	事業量	事業費(千円)	摘要
一般農道		路面改良および橋梁・トンネルの補修1式	241,390	

H27年度当初予算

所管 福井地方気象台

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やIT技術の活用等に留意し、主に次のことを行う。

1 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な予報・警報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

2 地震・津波の監視、警報体制の整備等

地震・津波等による災害を防止・軽減するため、地震・津波に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

地震動の予報・警報として発表する緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、防災情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象予報・警報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象、高潮、波浪の特別警報並びに気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報、緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報、及び噴火警報並びに台風、大雨、大雪、竜巻等突風、地震・津波あるいは火山噴火等の現象に関する情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報・注意報、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、予報・警報等の伝達などに関する説明会を開催する。

項 目	(3) 交通安全施設整備の推進	種 別	① 最新の情報通信技術 (IT) を活用した交通管制システムの高度化
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部 (交通規制課)</u></p> <p>情報通信技術 (IT) 等を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率および快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム (ITS) を引き続き推進する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 北陸総合通信局</u></p> <p>1 高度道路交通システム (ITS) の推進 高度道路交通システム (ITS) に関して、車車間・路車間通信を用いた安全運転支援システムや、歩行者等の小さな対象物を検知可能なレーダーシステムの開発、普及を引き続き推進する。</p> <p>2 コミュニティ放送局開設の促進 コミュニティ放送局は、市町村の一部区域を対象に行う FM 放送局で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や、商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与できるもので、今後も周波数事情が許す限り開設を促進する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株)</u></p> <p>1 ETC の普及 ETC の普及を図る等、料金所等のスムーズな通過により渋滞の解消や緩和、キャッシュレス化による利便性の向上、さらに、料金所周辺の大気汚染や騒音等の環境改善を図る。</p>			
項 目	(3) 交通安全施設整備の推進	種 別	② 交通信号機の高度化、信号灯器の LED 化
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部 (交通規制課)</u></p> <p>1 交通信号機の高度化 信号制御の高度化による、より円滑な道路交通の実現と、信号灯器の LED 化を推進する。</p> <p>2 ライフサイクルコストを見通した施設の整備 厳しい財政事情の中でも必要な交通安全施設等を整備できるようにするため、地域の交通実態に応じて最大限の効果をあげることができるような対策に重点的に取り組むとともに、ライフサイクルコストを見通した信号機等の整備および維持管理を図る。</p> <p>3 保全管理の徹底 交通安全施設等の機能の保全・改善を十分に行うとともに、適切な管理を行うため、交通安全施設等の管理システムの充実を図る。特に信号柱について、更新、補修等の時期を逸することのないよう設置状況の常時点検を行う管理体制を確立する。</p>			

項 目	(3) 交通安全施設整備の推進	種 別	③ 道路標識、道路標示の高輝度化
-----	-----------------	-----	------------------

所管 福井県警察本部 (交通規制課)

交通事故が多発している区間を中心に反射率の高い反射シートを用いた固定式の路側標識、自発光式路側標識および反射率の高い塗料等を用いた道路標示により、視認性を高め夜間等における交通事故防止対策を推進する。

所管 福井県土木部 (道路保全課)

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、区画線や道路標識の設置・補修を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
区画線設置・補修	1 式	119,350	区画線整備事業 (2)①の表と同じ(再掲)
道路標識設置・補修	1 式	10,000	道路標識整備事業 (2)①の表と同じ(再掲)
合 計		129,350	

※事業費は H27 年度 6 月現計

項 目	(3) 交通安全施設整備の推進	種 別	④ 災害に強い交通安全施設等の整備
-----	-----------------	-----	-------------------

所管 福井県警察本部 (交通規制課)

1 災害時に備えた交通安全施設等の整備

地震、津波、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備および通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施する。

2 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確かつ円滑なものとし、また、混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法、道路交通法等に基づき、前記、交通安全施設等を効果的に活用した交通規制の迅速かつ確かな実施を図る。

また被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

項 目	(4) 総合的駐車対策の推進	種 別	① 交通実態に応じた秩序ある駐車場の推進
-----	----------------	-----	----------------------

所管 福井県警察本部 (交通規制課)

道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行い、駐車場の効用にも十分配慮して、個々の時間および場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。

項 目	(4) 総合的駐車対策の推進	種 別	② 高齢者等にやさしい高齢運転者等専用駐車区間の推進
<u>所管 福井県警察本部 (交通規制課)</u> 高齢運転者等が安全・快適に運転できる環境を整備するとともに高齢運転者等が駐車場を探しながらの危ない運転から解放するための高齢運転者等専用駐車区間制度を推進する。			
項 目	(4) 総合的駐車対策の推進	種 別	③ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚
<u>所管 福井県警察本部 (交通指導課)</u> 違法駐車を排除し駐車秩序の向上を図るため、交通事故を誘発したり、交通障害となる危険性・迷惑性の高い駐車違反の指導取締りを強化するとともに、行楽期や冬期間等において、関係機関・団体及び地域交通安全活動推進委員と連携を密にし、官民一体となった広報啓発活動を推進する。			
項 目	(5) 効果的な交通規制の推進	種 別	① 地域の特性に応じた交通規制
<u>所管 福井県警察本部 (交通規制課)</u> 1 地域の特性に応じた交通規制 幹線道路では、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等交通流を整序化するための交通規制を、また、生活道路では、一方通行、指定方向外進行禁止等の組み合わせなど、通過交通を抑制するための交通規制を実施するほか、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置・拡幅等歩行者および自転車利用者の安全を確保するための交通規制を強化する。 2 より合理的な交通規制の推進 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、道路網全体の中で、それぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・交通量の状況等を的確に把握し、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、地域の交通実態を踏まえ、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について点検および見直しを推進する。			
項 目	(5) 効果的な交通規制の推進	種 別	② 車両の安全性の確保
車両構造に起因するとされる事故について対策を講じるため、自動車等の検査・点検整備の推進を図り、交通事故の未然防止を図る。 <div style="text-align: center;"><u>所管 近畿経済産業局</u></div> 交通安全関係用品の安全性の確保および向上 乗車用ヘルメットの安全性の確保について、利用者の生命または身体に対する危害の発生を防止するという観点から、現在、自動二輪車乗車用ヘルメットおよび原動機付自転車乗車用ヘルメットを消費生活用製品安全法に規定する特定製品に指定している。これにより、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収、立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保する。			

所管 中部運輸局福井運輸支局

1 自動車の検査の充実

(1) 検査体制の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備を自動車検査独立行政法人とともに推進することにより、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査記録の電子化等高度化を図る。

(2) 自動車整備事業者に対する指導監督の強化

近年、ペーパー車検や不正改造車への保安基準適合証の交付など悪質な不正が目立っていることから、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化するとともに、自動車検査員に対する研修のより一層の充実を図り積極的に実施する。

2 自動車点検整備の充実

(1) 点検整備の充実

自動車のより安全な運行を目的とし、自動車点検基準を関係者に対し周知するとともに保守管理意識の高揚、点検整備の適切な実施の推進を図る。また、「自動車点検整備推進運動」の展開、整備管理者研修、整備主任者研修等を通じて車両管理の指導を行い、車両故障に起因する事故の防止を図る。

(2) 不正改造車両等の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載等を目的とした不正な二次架装や大型トラックの速度抑制装置（スピードリミッタ）の解除などの違法行為に対しては厳正に対処するとともに不正改造車排除のための体制を強化し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援および自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、不正改造防止について、自動車使用者および自動車関係事業者等の認識を高める。

また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車をはじめとした整備不良車両および基準不適合車両の排除等を推進する。なお、指定自動車整備事業者による不正事案が増加傾向にあり、特に近年ではペーパー車検や不正改造車への保安基準適合証の交付など悪質な不正が目立っていることから、道路運送車両法の一層適格な運用に努め、不正の根絶に取り組む。

(3) 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するため、自動車整備業がこれらの変化に対応していく必要があることから、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により整備要員の技術の向上を図る。

また、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用について説明等のニーズに対応するため、今後も一級自動車整備士制度を活用する。

4 自動車不具合情報収集の強化

自動車の設計・製造の起因する不具合について、自動車使用者や警察からの情報の収集に努めるとともに、自動車販売会社に寄せられた不具合情報の収集および情報の適切な処理がなされているか確認のため立入検査を強化する。

5 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の車種ごとの衝突安全性能等に関する比較情報等を公正中立な立場でとりまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を独立行政法人自動車事故対策機構とともに推進する。

具体的には自動車の衝突安全性能の総合評価および歩行者頭部保護性能・制動性能の評価、チャイルドシートの安全性能比較評価を行い公表することで、ユーザーが安全な製品選びをし易い環境の整備を推進するとともに、自動車メーカー等におけるより安全な製品の開発促進を図る。このほか、自動車の安全装置の正しい使用方法等の一般情報や車種ごとの安全装置の装備状況も拡充し、充実した自動車アセスメント情報をユーザーに提供する。

項 目	(5) 効果的な交通規制の推進	種 別	③ 交通安全総点検の推進
-----	-----------------	-----	--------------

交通安全対策の立案に当たっては、地域住民や道路利用者の意見を十分反映させるとともに、地域によって道路環境や交通状況が異なることから、地域の実情を踏まえた道路交通環境の整備を行う。

所管 福井河川国道事務所
福井県警察本部(交通規制課)

1 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」および「信号機BOX」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの）等により寄せられた道路利用者等の意見を道路交通環境の整備に反映する。

2 連絡会議等の活用

警察と道路管理者が設置している「福井県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用して、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

項 目	(6) 冬期における交通安全の確保	種 別	① 除雪・消雪工事等による雪に強い道路の整備
-----	-------------------	-----	------------------------

消雪パイプやスノーシェッド等の消雪・防雪施設を整備し、冬期間の交通事故防止対策を推進する。

所管 福井県土木部 (道路保全課)

冬季の安全な通行を確保するため、消雪施設の整備、道路斜面の防雪対策を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
防雪・消雪対策	1式	904,577	雪寒道路事業 (2)⑤の表と同じ(再掲)
合 計		904,577	

※事業費はH27年度6月現計

所管 福井河川国道事務所

融雪設備を点検整備し、冬期間の交通事故防止対策を推進する。

所管 西日本高速道路(株)

降雪時においても、舞鶴若狭自動車道の交通の機能を維持し、安全かつ円滑に通行できるようにする。

・雪氷対策費 13,330万円

項 目	(6) 冬期における交通安全の確保	種 別	② 雪に強い交通安全施設の整備
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部（交通規制課）</u></p> <p>フラット型LED車両用灯器やドーム型フード付車両用灯器の導入、道路標識の大型化等、降雪期においても視認性の高い交通安全施設の整備を促進する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 国土交通省福井河川国道事務所</u></p> <p>冬期間の安全な交通機能を確保するため、除雪車の更新や路面監視カメラの増設整備等を行う。さらに、冬タイヤおよびチェーンの未装着車両対策としてチェーン着脱場（国道8号越前市）を検討するとともに大雪の際は警察と連携してタイヤチェックを実施する。</p>			
項 目	(6) 冬期における交通安全の確保	種 別	③ 除排雪の促進
<p>気象状況を早期かつ的確に把握し、降積雪・凍結の恐れがある場合には、迅速かつ適切な除排雪作業等を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県土木部（道路保全課）</u></p> <p>気象情報等により降雪が10cm以上（最重点除雪路線については5cm以上）予想される場合、迅速かつ適切な除雪作業を行う。 また、気温が0℃以下になると予想され、路面が凍結し交通障害の発生が予想される場合、凍結防止剤の散布を行う。</p> <p>車道除雪延長：約2,046km（平成26年度計画） うち最重点除雪路線延長：約339km（平成26年度計画）</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株)</u></p> <p>お客様の安全かつ確実な交通を確保するために、関係機関と連携を図りながら、気象状況を早期かつ的確に把握し、降積雪、凍結の恐れがある場合には、迅速かつ適切な雪氷作業等を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井地方気象台</u></p> <p>道路交通に影響を及ぼす大雪、なだれ等の自然現象について、的確な実況監視を行い、道路管理者の迅速かつ適切な除排雪作業等に資するため、降雪や最低気温の予想を含め、大雪に関する予報・警報等の適時・適切な発表に努める。</p>			

項 目	(6) 冬期における交通安全の確保	種 別	④ 降雪時における交通指導・交通規制
<p>降雪時は、降雪量が一定基準に至った場合、円滑かつ安全な道路交通を確保するため、スノータイヤ未装着車および擦り減ったスノータイヤを使用している車両の高速道路への流入を防ぐ等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>また、路上駐車等重点取締り等を行い、円滑な除雪作業の推進および交通安全の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株)</u></p> <p>冬季期間等における安全運転、冬用タイヤの推進、チェーン携行の広報を行う。</p>			
項 目	(6) 冬期における交通安全の確保	種 別	⑤ 路面状況等の情報提供
<p>道路利用者のニーズに適切に対応し、交通事故の防止、円滑な冬期道路交通を確保するため、ITS技術を活用した「冬期情報共有システム(通称:冬期ITS)」を整備し、道路管理者・公安委員会・事業者間の連携・情報共有を図る。</p> <p>国土交通省が運営する冬期ITSや県が運営する「雪みち情報ネットふくい」等で、道路利用者に対して、ホームページ等により道路の画像・センサー情報・規制状況等、積雪による路面状況等の情報を提供する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県土木部(道路保全課)</u></p> <p>県のホームページ「雪みち情報ネットふくい」で、冬期間、道路利用者に道路静止画像や路面温度、積雪量等の情報を提供する。</p> <p>道路静止画像：71箇所(平成26年度計画) 路面温度：39箇所(平成26年度計画) 積雪量：37箇所(平成26年度計画)</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株)</u></p> <p>ハイウェイ交通情報ケータイサイト、「アイハイウェイ」により、路面状況等の情報提供を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 国土交通省福井河川国道事務所</u></p> <p>冬期ITSにより道路利用者に対して路面監視カメラ映像、気象データ、通行規制情報をインターネットで提供するとともに、各道路管理者や県警察本部および气象台により構成する福井県道路情報連絡室により一元化された道路交通情報を定期的にマスコミを通じて提供する。</p>			

項 目	(6) 冬期における交通安全の確保	種 別	⑥ 冬期間における安全運転の啓発
<p style="text-align: center;"><u>所管 中日本高速道路(株)</u></p> <p>降雪期に備えて、初冬期から終冬期まで「早めの冬タイヤ装着」「雪道での走行速度」「雪道運転向上」等の雪道における安全啓発を行う。 また、同時に除雪作業時における交通安全啓発についても実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県土木部（道路保全課）</u></p> <p>県のホームページ「雪みち情報ネットふくい」やテレビ、ラジオ、新聞等で、除雪作業や除雪に対する協力・注意事項等について、広報・啓発を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 国土交通省福井河川国道事務所</u></p> <p>冬道走行車両に対する冬装備の必要性の啓発や安全走行を促すための注意喚起として、新聞広告およびラジオCM、路側放送により啓発を行う。また、関西圏のトラック協会へチェーン装備等の要請や関西および中京からの道路利用者へのリーフレット配布等により啓発を行う。</p>			
項 目	(7) 公共交通機関の利用促進	種 別	① クルマに頼り過ぎない社会づくり県民運動の推進
<p>過度なクルマ利用を見直し、移動手段の転換（カー・セーブ）を図るため、県民、企業が取り組むアクションプランを実行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県総合政策部（交通まちづくり課）</u></p> <p>1 カー・セーブデーの推進 毎週金曜日を「カー・セーブデー」とし、通勤時のクルマ利用を控える運動を中心に進めることにより、週1日以上カー・セーブの実施を目指す。</p> <p>2 パーク&ライド等の利用促進 郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し、都市部での交通混雑を回避するため、駐車場等の環境を整備し、パーク&ライドやパーク&バス（サイクル）ライド等を推進する。</p>			
項 目	(7) 公共交通機関の利用促進	種 別	② 地域鉄道・バス交通の維持、確保
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県総合政策部（交通まちづくり課）</u></p> <p>地域鉄道の維持、確保のため、異なる交通事業者間の連携を促進するとともに基盤整備を行う。 また、公共交通機関の利用を促進し、クルマ利用者の鉄道・バス等への転換を図ることにより円滑な道路交通の実現を目指す。</p> <p>1 えちぜん鉄道と福井鉄道の連携 福井鉄道・えちぜん鉄道共通1日フリーきっぷやイベントキップの企画など両鉄道が連携したサービスの提供を継続して実施する。</p> <p>2 運行ダイヤ等の見直し 地域ニーズを把握し、鉄道、バス事業者による運行ダイヤ、運行ルート等の見直し改善等</p>			

により利用者の利便性向上を目指す。

3 駐車場の整備等によるパークアンドライドの推進

パークアンドライド型駐車場の利用率向上に努め、郊外部からの過剰な自動車流入の抑止を目指す。

4 レイニーバスの運行

高校生のバス通学の利便向上を図るため、雨天時等にバスを増便し、クルマ送迎からの転換を促進する。

項 目

(7) 公共交通機関の利用促進

種 別

③ 自転車利用の促進

所管 福井県土木部 (道路保全課)

県内に点在する観光施設や各種施設を自転車で周遊できるよう、既存の道路や河川堤防を活用しながら、案内標識の設置や路面標示などを行うことにより、既存のサイクリングロードを順次ネットワーク化していく。

また、市街地等で自転車利用者の多い箇所については、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図るとともに、既設歩道の段差解消を行うなど、自転車走行環境の整備を推進する。

2 交通指導・取締り

項 目	(1) 交通事故抑止に資する 交通指導取締りの実施	種 別	① 速度取締り管理の情報発信
<p><u>所管 福井県警察本部 (交通指導課)</u></p> <p>交通事故の抑止、被害軽減等を図るには、適切な最高速度規制等を実施し、交通指導取締り等により、これを遵守させるといった総合的な速度管理が重要であることから、速度管理の考え方や取締りの効果等について、具体的で分かりやすい情報発信に努め、県民の理解促進を図る。</p>			
項 目	(1) 交通事故抑止に資する 交通指導取締りの実施	種 別	② 交通事故分析に基づく交通指導取締り
<p><u>所管 福井県警察本部 (交通指導課)</u></p> <p>交通指導取締りに当たっては、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を分析し、悪質性・危険性の高い違反や交差点関連違反等の交通事故に直結する違反の重点的な取締りをさらに推進する。</p>			
項 目	(1) 交通事故抑止に資する 交通指導取締りの実施	種 別	③ 悪質・危険運転者対策の強化
<p><u>所管 福井県警察本部 (交通指導課)</u></p> <p>悪質・危険性の高い飲酒運転及び無免許運転については、常習的に違反を敢行する悪質運転者等に対する取締りを強化し、また、飲酒運転及び無免許運転の幫助行為をする者に対する捜査を徹底するなど、悪質・危険違反の根絶に向けた取組みを推進する。</p> <p>飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化 飲酒運転根絶に向けて、取締りの時間、場所、手段に創意工夫を凝らすなど飲酒運転者に対する厳正な取締りを一層強化する。また、飲酒運転を助長し、容認する者の存在も飲酒運転が根絶されるに至らない背景にあることから、飲酒運転を検挙した際は、運転者に対する捜査のみならず、車両等の使用者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、教唆・幫助並びに車両提供罪、酒類提供罪および要求依頼同乗罪を立件し、飲酒運転根絶対策を推進する。</p>			
項 目	(1) 交通事故抑止に資する 交通指導取締りの実施	種 別	④ 自転車利用者に対する指導取締りの強化
<p><u>所管 福井県警察本部 (交通指導課)</u></p> <p>自転車の安全利用に向けた指導取締りの推進 自転車の安全利用に向け、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して指導警告を積極的に行うとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わない行為および酒酔い運転やいわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては、積極的な検挙措置を講じる。</p>			

項 目	(1) 交通事故抑止に資する 交通指導取締りの実施	種 別	⑤ 暴走族対策の強化
-----	------------------------------	-----	------------

暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体が連携し、次の暴走族対策を強力に推進する。

所管 福井県警察本部（交通指導課）

1 取締り等の強化

(1) 体制の強化

警察本部に暴走族総合対策本部、各警察署に暴走族対策現地本部を設置し、取締りを強化する。夏場は、県境での県外暴走族の流入阻止に向けた大検問を実施する。

(2) 現場検挙等による暴走行為の封圧

暴走族事案に対しては、必要に応じ他の都道府県警察と連携し、暴走族車両封鎖用ネットを始めとする暴走族阻止・検挙用資機材や暴走行為採証用資機材の導入および効果的活用を図り、共同危険行為等を始めとする暴走行為に対しては、あらゆる法令を適用して、現場検挙を強化する。

特に、大規模な集団暴走事案に対しては、機動隊の運用を含めた対策を推進し、暴走行為の封圧、検挙を図る。

(3) 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等、車両の不正改造等の取締りを強化する。

なお、車両の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図れるよう関係機関との連携を強化する。また、再犯防止を徹底するため、暴走行為に使用された車両を押収するほか、没収（没取）措置について検察庁等への働き掛けを推進する。

(4) 暴走族グループの解体に向けた取組みの強化

あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、暴走族の実態を把握するとともに、把握した暴走族については組織的に個別指導・補導を実施して、暴走族グループの解体、暴走族からの離脱および再組織化の防止を図る。

また、いわゆる旧車會を自称し集団暴走行為を行うグループについても、共同危険行為、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反行為に対して徹底した取締りを行い、その解体を推進する。

2 総合的施策の推進

(1) 関係機関等との連携強化

各種交通規制を実施するとともに、一定間隔での薄層舗装の設置等道路構造面から暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する自動車等の不正改造の防止、不正改造車に対する給油の自粛等の措置について働き掛けを推進する。

(2) 暴走族追放気運の醸成

各種メディアに対し、暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等について、時宜を得た素材を提供するとともに、各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への県民の理解と協力の確保に努める。

所管 中部運輸局福井運輸支局

「不正改造を排除する運動」等を通じ、街頭検査において関係機関と連携して不法改造車両の取締りを行う。

また、警察との協力により夜間街頭検査の実施等、保安基準不適合車の排除を推進する。

項 目	(1) 交通事故抑止に資する 交通指導取締りの実施	種 別	⑥ 高速自動車国道等における 指導取締りの強化等
<p>高速自動車国道等においては、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締りの体制の強化に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止および交通流の整序を図る。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u></p> <p>1 交通指導取締りの推進 高速道路における交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離保持義務違反、通行帯違反、脇見事故につながる携帯電話使用等違反及び被害軽減に資するためのシートベルト装着義務違反等を重点とした指導取締りを推進する。</p> <p>2 事業用自動車の事故防止対策の推進 大型貨物自動車や大型バス等の事業用自動車による重大事故を防止するため、飲酒運転、過労運転、速度超過、過積載運転等の指導取締りを強化し、背後責任の追及、関係機関と連携した事業所等に対する行政指導の徹底を図るなど、各種関係法令の積極的な適用に努める。</p>			
項 目	(1) 交通事故抑止に資する 交通指導取締りの実施	種 別	⑦ 科学的な指導取締り等の 推進
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u></p> <p>交通事故分析結果に基づき、交通事故実態に的確に対応した取締りを推進するとともに、幹線道路を重点に速度違反自動取締装置の整備を図るなど、科学的かつ効率的な指導取締りを推進する。</p>			
項 目	(1) 交通事故抑止に資する 交通指導取締りの実施	種 別	⑧ 交通犯罪捜査および交通 事故捜査体制の強化
<p>交通事故事件その他の交通犯罪の捜査を適正かつ迅速に行うため、次により捜査体制、装備等の充実強化を図る。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u></p> <p>1 交通事故事件捜査における捜査力の強化 捜査力を強化するため、捜査員に対する教養の充実に努めるほか、悪質な交通事故事件等については、交通事故事件捜査統括官および交通事故鑑識官が現場に臨場して捜査を統括するなど、警察本部の実質的な関与による組織的かつ重点的な捜査を推進する。</p> <p>2 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進 適正かつ緻密な捜査を推進するため、捜査幹部による的確な捜査指揮と客観的証拠に基づいた立証を推進するとともに、捜査の進捗状況の把握や関係簿冊の点検等により捜査管理を徹底する。 また、飲酒運転や危険ドラッグを使用しての運転等悪質かつ危険な運転行為による死傷事故に対しては、危険運転致死傷罪や過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた積極的な捜査を行う。</p>			

3 ひき逃げ事件に対する迅速かつ的確な捜査の推進等

ひき逃げ事件については、迅速かつ的確な初動捜査を徹底するとともに、交通鑑識資機材に加え、防犯カメラやドライブレコーダー等を効果的に活用し、被疑者の早期特定に努める。
また、使用者等による悪質な違反行為の下命・容認事件、自動車整備事業者による不正車検事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件等の交通特殊事件についても厳正な捜査を推進する。

4 科学的かつ効率的な交通事故事件捜査の推進

より信頼性の高い客観的資料に基づく迅速な交通事故事件捜査を実施するため、交通事故自動記録装置等の各種捜査支援資機材の効果的活用を図るほか、車両に搭載された各種記録装置の情報を活用するなど、科学的かつ効率的な交通事故事件捜査を推進する。
また、欠陥の疑いのある自動車による交通事故等を認知した場合には、科学的な捜査を進めるとともに、通報の速やかな実施等関係機関との連携を強化する。

項 目	(2) 街頭監視活動の強化	種 別	① 県民参加による交差点等における街頭監視活動の強化
-----	---------------	-----	----------------------------

市町、関係機関・団体による赤色回転灯等を活用した「見せる」街頭監視活動を支援し、県民総ぐるみの交通安全運動を推進する。

所 管 福井県安全環境部（県民安全課）

地域の実情にあわせて「街頭活動強化日」を設定し、効果的な街頭活動の強化を図る。

項 目	(2) 街頭監視活動の強化	種 別	② 四季（春・夏・秋・年末）の交通安全県民運動や交通死亡事故多発警報発令時における街頭活動
-----	---------------	-----	---

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進する。

所 管 福井県安全環境部（県民安全課）

四季の交通安全県民運動期間中に「一斉街頭活動日」を設定し、市町、関係機関・団体による集中的かつ効果的な街頭活動を行う。

夏・年末の交通安全県民運動では、北陸三県の統一活動日および、統一重点を設定し、北陸三県での意思統一を図る。

また、毎月1・16日を「街頭活動強化日」として、街頭活動の強化を図る。

特に、一定期間に交通事故が多発した場合は、「交通死亡事故多発警報」等を発令し、市町、関係機関・団体が相互に協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を行い、早期に交通死亡事故の発生を抑止する対策を推進する。

3 交通安全教育・啓発

項 目	(1) シルバー（高齢者事故の抑止）	種 別	① シルバー交通安全教育の充実
<p>関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の集まる場所への出前型交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。</p>			
<p><u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u></p>			
<p>1 体験して学ぶ高齢歩行者対象交通安全教室の実施 高齢者が集まりやすい公民館等の集いにおいて、安全な横断実践指導（安全な横断要領、飲酒時での横断の危険性等）、交通安全意識を継続させる交通安全マスコット作り、交通安全寸劇等の参加・体験・実践型交通安全研修を実施する。</p> <p>2 地域・家庭における交通安全教育・啓発 地域における高齢者間での交通安全意識の高揚を図るための、シルバー交通安全推進員等の養成等や、子どもから祖父母への呼びかけなど、家族を通じた高齢者に対する交通安全啓発を実施する。</p> <p>3 「高齢者交通安全推進月間」における取組み 例年、秋口から年末にかけて高齢者の交通死亡事故が多発することをとらえ、9月を「高齢者交通安全推進月間」として設定し、地域・職域における交通安全教育・啓発等、高齢者の交通事故実態を踏まえた効果的な取組みを実施する。</p>			
<p><u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u></p>			
<p>1 高齢交通弱者に対する交通安全教育の推進 加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるとともに、その変化に応じた行動を心がけてもらうため、「歩行環境シミュレーター」、「自転車シミュレーター」等の参加体験型機器を活用した交通安全教室を実施する。 また、老人クラブ未加入等により、交通安全教育を受ける機会が少ない高齢者に対しては、高齢者交通安全リーダー等の交通ボランティアと連携し、自宅訪問による交通安全教育を実施する。 さらに、自転車利用者に対しては、交通ルール等を理解させるため、積極的な街頭指導を実施する。</p> <p>2 高齢運転者に対する交通安全教育の推進 安全運転に必要な知識を習得させるための講習のほか、身体機能の低下が運転に及ぼす影響を理解してもらうため、可搬型運転操作検査機等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。</p> <p>3 関係機関・団体との連携 交通安全教育の実施に当たっては、平素から高齢者と接する機会が多い民生委員等の福祉関係者や地域の関係機関・団体等と連携するほか、高齢者間の相互啓発による安全意識の高揚を図るため、老人クラブ等に交通安全部会や交通指導員を設けるよう働きかけ、その活性化に努める。 9月の「高齢者交通安全推進月間」に併せ、各種機関・団体と連携した広報啓発活動を実施する。</p>			

項 目	(1) シルバー（高齢者事故の抑止）	種 別	② 反射材の普及貼付活動
<p>夜間における視認性を高め、歩行者および自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるための、参加・体験・実験型の交通安全教育の実施および関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u></p> <p>1 高齢者に対する反射材貼付活動の実施 高齢者に必ず反射材を身につけてもらうために、高齢者の交通死亡事故が多発する時期の前から集中的に街頭や量販店において高齢者の靴等に直接反射材を貼付するとともに「交通安全ピカピカ体操」による反射材貼付指導を実施する。</p> <p>2 「ピカピカキャラバン隊」による広報活動 高齢者交通安全推進月間中に、全市町をキャラバン車で巡回しながら高齢者が集まる病院やイベント等を訪問し、反射材貼付活動や交通安全広報活動を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u></p> <p>1 反射材用品等の普及促進 夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が高い「反射タスキ」や「光る毛糸」等の反射材用品やLEDライト等の普及を図るため、反射材普及協力店と連携し、積極的な広報啓発活動を推進するとともに反射材普及協力店の拡大を図る。</p> <p>2 事故抑止効果の広報啓発活動の推進 参加・体験・実践型の交通安全教室等の機会を利用して、衣服や靴、鞆等の普段身に付けるものへの反射材等の組み込みについて紹介し、反射材用品等の視認効果や使用方法等についての理解を深めるための広報啓発活動を推進する。</p>			
項 目	(1) シルバー（高齢者事故の抑止）	種 別	③ 高齢者宅訪問による指導
<p>日ごろ、高齢者と接する機会の多い民生委員等の福祉関係者を始め、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者宅の訪問指導等により日常的に必要な知識の習得が行われるよう地域ぐるみの支援を構築する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u></p> <p>高齢者交通安全リーダー支援事業 高齢者交通安全リーダーが行う高齢者宅訪問や病院等における広報啓発活動を支援するため、地域における事故実態の情報提供等を行う。</p>			

項 目	(1) シルバー（高齢者事故の抑止）	種 別	④ 高齢自転車利用者に対する交通安全教育の推進
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u></p> <p>参加・体験・実践型の自転車教室の実施 自転車シミュレーターを活用し、加齢に伴う身体機能の低下の自覚、運転免許を保有しない高齢自転車利用者重点をおいた交通ルールの学習、危険予測トレーニング等の参加・体験・実践型の自転車教室を実施する。</p>			
項 目	(1) シルバー（高齢者事故の抑止）	種 別	⑤ 危険行動者に対する保護誘導活動の推進
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u></p> <p>1 「交通安全おたすけコール運動」の周知 運転者等が、交通事故の被害に遭いやすい高齢者等を発見した場合に、早期に通報し保護活動を行う「交通安全おたすけコール運動」の周知を図る。</p> <p>2 夜間における保護誘導活動の強化 夜間、暗闇と同化するような暗い服装で、通行量の多い道路の車道側を歩く高齢歩行者や高齢自転車利用者等を発見した場合は、反射材タスキを現場で貸与し、保護誘導するとともに、反射材等着用を併せて奨励する。</p>			
項 目	(1) シルバー（高齢者事故の抑止）	種 別	⑥ 高齢運転者対策の充実・強化
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u></p> <p>今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対して、交通安全教育等の充実を図る。 また、地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、高齢者交通安全リーダーを対象とした安全運転教育を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部（運転免許課、交通企画課）</u></p> <p>1 高齢者に対する教育の充実 複数回事故歴を有する70歳以上の高齢運転者を対象に運転適性診断を行い、診断結果に応じた個別の交通安全指導を行うことで、高齢者が第1当事者となる交通死亡事故を抑止する。 また、75歳以上の高齢運転者に対する講習予備検査（認知機能検査）の適正な実施を図るため、実施状況を検証し、運用の改善を行うとともに、問合せ、相談等の対応に当たっては、高齢運転者およびその家族の心情に配慮した対応に努める。 高齢者講習については、講習予備検査（認知機能検査）導入後の実施状況等を踏まえ、より合理的な講習内容の検討を行うとともに、円滑な講習の運営に努める。 また、講習予備検査（認知機能検査）の結果に基づく高齢者講習においては、検査の結果に基づくきめ細やかな教育に努める。 さらに、いわゆるチャレンジ講習および特定任意高齢者講習の適切な運用を図るとともに、更新時講習において、高齢者学級の拡充に努める。</p>			

2 臨時適性検査の確実な実施

講習予備検査（認知機能検査）の結果、記憶力・判断力が低くなっていると認められ、かつ、特定の違反がある場合には、臨時適性検査を確実に実施する。また、臨時適性検査を円滑に実施できるよう、医療機関との連携を強化する。

また、交通事故捜査、運転適性相談、自動車教習所からの特異者通報等により、認知症をはじめ一定の病気等の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査を行うなどして、一定の病気等であることが判明したものについては運転免許の取消し等の行政処分を行う。

3 高齢運転者標識の表示の促進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、平成23年2月に新たなデザインへと変更された高齢運転者標識の表示の促進を図る。

また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への幅寄せ等を行わないよう運転者教育に努める。

4 高齢者からの相談等に対する適切な対応

高齢者やその家族からの運転適性相談等への対応を強化する。また、各種相談、高齢運転者教育等を実施する際には、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行うとともに、各種免許関係手続の高齢者の利便性の向上に努める。

項 目	(2) スロー（ゆとりある速度の実践）	種 別	① スロードライブの推進
-----	---------------------	-----	--------------

速度の出し過ぎは、重大事故に直結することから、関係機関・団体と連携し、「スロードライブ」を展開する。

所管 福井県安全環境部（県民安全課）

家族に対するスロードライブの意識付け

スロードライブ実践のための環境をつくるため、イベント会場での衝撃体験等を通じ、ドライバーに影響のある家族にもスロードライブの意識付けを図る。

所管 福井県警察本部（交通企画課）

速度注意報・警報の発令

悪質速度違反車両が増加した場合、「速度注意報」または「速度警報」を発令し、交通指導、取締り等を強化するとともに、交通情報板等への表示や道路交通情報センターによる広報により、速度遵守意識を喚起する。

項 目	(3) シー…よく見て交差点（交差点事故の防止）	種 別	① 県民参加型のテレビ放送等による広報啓発
-----	--------------------------	-----	-----------------------

県民参加型のテレビ放送やラジオ放送による広報啓発

所管 福井県安全環境部（県民安全課）

1 県民参加型の交通安全テレビ放送およびラジオ放送等による広報啓発

交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ・メールマガジン等のインターネット、町内会を通じた広報等により、広く県民に周知できるよう効果的に行う。

- (1) テレビ放送による広報啓発
毎月1日の「交通ルール遵守・マナーアップの日」に合わせて、15秒のテレビスポットCMを放送する。
- (2) ラジオ放送による広報啓発
聴取者が最も多い朝の通勤時間帯に、交通情勢に応じた注意喚起を実施する。

項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	① スマートサイクルの推進
-----	-----------------	-----	---------------

自転車事故を抑止するため、マナーを守って安全で安心にかしこく（スマート）自転車を利用する「スマートサイクル」を推進する。

所管 福井県安全環境部（県民安全課）

- 1 自転車シミュレーターを活用した交通安全講習会の実施
交通安全イベント参加者に対し、自転車シミュレーターを活用した交通安全指導および自転車交通ルールについての講習を実施するとともに、安全で安心にかしこく（スマート）自転車を利用する「スマートサイクル」を普及し、安全運転を実践する。
- 2 自転車保険の普及啓発
自転車利用者に対し、自転車に関する安全な情報を提供するとともに、自転車の正しい乗り方について広報・啓発を行う。
また、被害者の救済に資することを目的とする自転車保険（TS保険等）の普及を図る。

項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	② 高齢者体験型自転車交通安全教育の推進
-----	-----------------	-----	----------------------

所管 福井県警察本部（交通企画課）（再掲）

参加・体験・実践型の自転車教室の実施
自転車シミュレーターを活用し、加齢に伴う身体機能の低下の自覚、運転免許を保有しない高齢自転車利用者重点においた交通ルールの学習、危険予測トレーニング等の参加・体験・実践型の自転車教室を実施する。

項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	③ 自転車利用者に対する交通ルールの周知
-----	-----------------	-----	----------------------

所管 福井県警察本部（交通企画課）

自治体や学校、自転車関係事業者等と連携し、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用した広報啓発活動を実施し、児童・生徒、高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して、自転車の交通ルールの周知を図るほか、平成27年6月施行の改正道路交通法により導入される、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度についての広報を推進し、県民への周知を図る。
自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、地域交通安全活動推進委員、交通指導員等と共同で街頭における指導啓発活動を推進する。
また、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特に、幼児や児童・高齢者が自転車に乗車する際のヘルメットの着用を推進する。

項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	④ 自転車安全教育の推進
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u>			
<p>学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、スタントマンによる事故の再現や自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実に努める。</p>			
項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	⑤ 自転車の安全性の確保
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u>			
<p>夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。</p> <p>また、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車および普通自転車の型式認定制度を活用する。</p> <p>自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、全国的には対歩行者との事故等自転車の利用者が加害者となる事故が増加傾向にあり、本県でも重大事故の発生が懸念されることを考慮し、こうした事故の賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、損害賠償責任保険等の普及に努める。</p>			
項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	⑥ 幼児2人同乗用自転車の導入
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u>			
<p>社会的ニーズにより幼児2人同乗用自転車が開発されたことに伴い、今後同自転車の利用者増加が予想されるところであり、既存の普通自転車利用者を含め、交通ルールの遵守と安全利用を図るため、交通安全講習の実施や各種広報活動、街頭指導を推進する。</p>			
項 目	(5) 飲酒運転の根絶	種 別	① 家庭・地域・職域での「三 ない運動」による飲酒運転 根絶活動を展開
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u>			
<p>家庭や地域で「お酒を飲んだら車を運転しない、運転するときはお酒を飲まない、運転する人にはお酒を飲ませない」三ない運動を推進する。</p> <p>飲酒運転の根絶を図るため、地方公共団体を始めとする関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。</p> <p>特に、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するとともに、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者に対する欠格期間や酒気帯び運転に対する違反点数について周知することにより、飲酒運転の抑止を図る。</p> <p>また、飲酒疑似体験メガネを用いて、参加者に酒に酔った状態を疑似体験させる参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するなど、アルコールが運転に与える影響について理解を深めるための効果的な交通安全教育を推進する。</p>			

項 目	(5) 飲酒運転の根絶	種 別	② ハンドルキーパー運動の定着
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u>			
<p>自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決めて、その人が仲間を自宅まで送り届けるハンドルキーパー運動の活性化を図る。</p> <p>地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者等と連携し、全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」の普及促進に協力するなどして、地域や職域ごとに飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成を図るほか、酒類提供飲食店等に対し、飲酒運転を防止するための取組を働き掛け、あわせて、飲酒運転根絶の受け皿としての自動車運転代行業の健全化とその利用促進を図る。</p>			
項 目	(5) 飲酒運転の根絶	種 別	③ 自動車運送事業者における飲酒運転対策
<u>所管 中部運輸局福井運輸支局</u>			
<p>自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを推進する。</p>			
項 目	(6) 全席でのシートベルト等着用徹底	種 別	① チャイルドシートの正しい着用の徹底
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u>			
<p>チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について、幼稚園・保育所、病院、販売店等と連携した取付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取付け方等適正な使用方法についての広報啓発および指導の徹底を図る。</p> <p>また、自治体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。</p>			
項 目	(6) 全席でのシートベルト等着用徹底	種 別	② シートベルト体験車による体験型交通安全教育の推進
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u>			
<p>後部座席を含めた自動車の全乗員についてシートベルト着用の徹底を図るため、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、交通指導取締りや各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を活用して、広報啓発を図るとともに、衝突実験映像やシートベルトコンビンサーを活用するなどして、着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。</p>			

項 目	(6) 全席でのシートベルト 等着用 of 徹底	種 別	③ 旅客事業者に対するシ ートベルトの着用啓発
-----	-----------------------------	-----	----------------------------

所管 福井県警察本部 (交通企画課)

高速バス・タクシー等における乗客のシートベルト着用について、関係事業者等を通じて推進する。

項 目	(7) 継続・効果的な交通安 全啓発の推進	種 別	① 四季 (春・夏・秋・年末) の交通安全県民運動の推進
-----	--------------------------	-----	---------------------------------

県民一人一人に交通安全意識の高揚を図り、交通安全新3S運動+2対策を推進して、ともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けてもらうための、四季の交通安全県民運動を行い、市町・関係機関・団体等と連携した継続的な取り組みを実施する。

所管 福井県安全環境部 (県民安全課)
福井県警察本部 (交通企画課)

四季 (春・夏・秋・年末) の交通安全県民運動の推進

県民一人ひとりに交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けてもらうための、四季の交通安全県民運動を行い、市町・関係機関・団体等と連携した継続的な取り組みを実施する。

運動の時期としては、春、秋の全国交通安全運動に加え、夏、年末の北陸3県統一交通安全運動を継続して展開する。

運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、事故実態等を踏まえた交通安全運動の重点等について広く県民に周知し、県民参加型の交通安全運動として実施する。

また、運動の効果等を検証することにより、一層効果的な運動を実施する。

所管 福井県総務部 (広報課)

県民の交通安全思想の高揚および地域における交通安全活動の実施を呼びかけるため新聞、テレビ、ラジオ、その他の媒体により効果的な広報を推進する。

媒体	事業名	委託先	摘要	備考
テレビ	おはようふくいセ ブン まちかど県政 〃 ほっとふくい	福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株) 福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株)	7:00~ 7:30(毎週日曜日) 11:45~11:50(毎週日曜日) 16:55~17:00(毎週日曜日) 17:00~17:15(毎月第1・3土曜日)	2回 程度
ラジオ	ふくい元気通信 県政スポット	福井放送(株) 福井エフエム放送(株)	10:20~10:30(毎週月・水・金曜日) 10:35~10:40(毎週3・5土曜日) 8:45~8:53(毎週金曜日) (※…生番組のため、時間が多少変わる場合あり)	2回 程度
広報誌	県政広報ふくい	(株)福井新聞 PR セン ター	年6回 280,000部発行	1回 程度
新聞	福井県からのお知らせ	(株)福井新聞社 (株)日刊県民福井 中日・朝日・毎日・ 読売・産経	} 毎月1日・15日 ※中日・朝日・毎日・読売・産 経は年20回	2回 程度

項 目	(7) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	② 交通死亡事故多発警報等の発令中における取組
<p>所管 福井県安全環境部 (県民安全課) 福井県警察本部 (交通企画課)</p> <p>一定期間に交通死亡事故が多発した場合は、交通死亡事故多発警報等を発令し、関係機関・団体等と連携し、道路情報板・広報車等による広報活動、交差点等での街頭活動、交通指導、取締りの強化等、交通死亡事故抑止のための緊急対策を推進する。</p>			
項 目	(7) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	③ 「交通死亡事故0 (ゼロ) の日」等における取組
<p>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</p> <p>月ごとに過去最も死亡事故が発生した日を「交通死亡事故0 (ゼロ) の日」とするほか、平成30年に開催予定の「福井しあわせ元気国体2018」に向け、良好な交通マナーで県外者を迎えることを呼びかける日として、毎月1日を「交通ルール遵守・マナーアップの日」として設定し、県民一人一人が交通安全を自らの問題としてとらえ、日常生活の中で交通ルールの遵守・交通マナーの向上を実践するように、通学時間帯や薄暮時における街頭監視活動、交通指導取締り、交通安全広報車による広報など各種交通安全啓発活動を推進する。</p>			
項 目	(7) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	④ 「高齢者交通安全推進月間」における取組
<p>所管 福井県安全環境部 (県民安全課)</p> <p>交通死亡事故が増加する秋口の9月を「高齢者交通安全推進月間」とし、各種広報啓発活動等を行い、高齢者の交通安全対策を寄り一層推進する。</p>			
項 目	(7) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	⑤ 越前若狭トワイライト作戦の実施
<p>所管 福井県安全環境部 (県民安全課) 福井県警察本部 (交通企画課)</p> <p>夕暮れから夜間における事故が多いことから、日没1時間前からライトを点灯する「越前若狭トワイライト作戦」を展開することで、運転者が歩行者や自転車利用者を発見しやすくすることはもとより、歩行者や自転車利用者からも、車から発見しやすくし、夕暮れから夜間にかけての事故防止を図る。</p>			
項 目	(7) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	⑥ 交通安全功労者の表彰・交通安全県民大会の開催
<p>所管 福井県安全環境部 (県民安全課)</p> <p>交通安全県民大会を開催するとともに、交通安全活動に功労のあった県民・団体等に対し、表彰を行う等、より多くの県民に交通マナーの向上と事故防止を呼びかけ、交通安全活動の一層の活性化を図る。</p>			

項 目	(7) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	⑦ 民間団体等の主体的活動に対する支援
<p>交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成および諸行事に対する援助ならびに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を支援する。</p>			
<p><u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u></p>			
<p>1 交通安全活動推進センターに対する指導等 交通安全活動推進センターに対し、交通の安全に関する事項についての広報啓発活動、交通事故に関する相談、運転適性指導、道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること等の事業について、体制の整備等を行い、民間における交通安全活動の中核として適正かつ効果的に運営するよう指導する。</p> <p>2 地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等に対する指導等 地域交通安全活動推進委員が、地域の交通ボランティア活動のリーダー役として行う、適正な交通の方法および交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育、高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法、道路における適正な車両の駐車および道路の使用法並びに自転車の適正な通行方法について住民の理解を深めるための運動の推進、交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動、企業等に対する協力要請活動、住民からの相談を受ける活動等について、当該活動が適正かつ効果的に実施されるよう、委員に対する指導を強化する。地域交通安全活動推進委員協議会に対しては、委員の活動に関して必要な情報を提供するなどその指導・支援に努める。 さらに、自転車利用者に対する指導啓発、通学通園路における児童及び園児の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や両親に対する交通安全教育等の活動に従事している交通指導員等に対し、その活動が効果的に実施されるよう関係機関・団体等との連携を強化して支援等に努める。</p> <p>3 交通安全関係団体および交通関連事業者との連携等 (1) 交通安全関係団体との連携 自動車安全運転センター、一般社団法人福井県交通安全協会、一般社団法人福井県指定自動車教習所協会、一般社団法人日本自動車連盟等と連携を図ることにより、交通安全のための諸活動が適正かつ効果的に行われるよう努める。 (2) 交通関連事業者等に対する教育等 自動車運転代行業について、安心安全な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策に基づき、事業者に対する指導監督の強化とともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組に対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。 さらに、自転車の小売業者等に対し、自転車の点検整備の励行や自転車に関するルールの周知等を通じて、地域における自転車の安全利用の中核として活動するよう、あらゆる機会を通じて啓発に努める。</p>			

項 目	(8) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	① 幼児・児童に対する交通安全教育の推進
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u></p> <p>幼児に対しては、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得してもらうとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能および知識を習得してもらうことに努める。</p> <p>児童に対しては、歩行者および自転車の利用者として、道路を通行するために必要な技能と知識を習得してもらうとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高めることに努める。</p> <p>幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所及び保護者等と連携して紙芝居や視聴覚教材等を活用した交通安全教室等の実施に努める。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県健康福祉部 (子ども家庭課)</u></p> <p>母親クラブ等による交通安全活動 母親クラブ等の活動により、幼児と保護者の交通安全教育を推進するとともに、地域児童のための交通安全奉仕活動を行う。</p>			
項 目	(8) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	② 中学生・高校生に対する交通安全教育の推進
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u></p> <p>中学生に対しては、歩行者および自転車の利用者として必要な知識・技能を習得させ、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、学校、P T A等と連携した自転車教室等の実施に努める。高校生に対しては、二輪車の運転者および自転車の利用者として必要な知識・技能を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、高校、P T A等と連携して、二輪車の免許取得者を対象とした実技講習会等の実施に努める。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 福井県教育庁 (スポーツ保健課)</u></p> <p>中学生・高校生が自ら命を守る安全な行動ができるよう、保健体育や道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間を利用して、交通安全教室を開催する等、交通安全教育の推進を図る。</p> <p>P T A等と連携を図り、定期的な街頭交通安全指導の実施、自転車安全利用五則の周知徹底を行い、中学生・高校生の交通マナー向上を図る。</p>			
項 目	(8) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	③ 成人に対する交通安全教育
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u></p> <p>主として免許取得時および免許取得後の運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能および技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上に努める。</p>			

所管 福井県教育庁（生涯学習・文化財課）

- 1 社会教育施設の諸事業における交通安全に関する意識の高揚
社会教育施設で実施する事業の中で、地域の実態に即した交通安全に関する意識の高揚と学習機会の提供に努める。
- 2 社会教育関係団体における交通安全運動の奨励
社会教育関係団体が交通安全運動を自主的、継続的に展開するよう奨励する。
- 3 各種研修会を通じての交通事故防止の啓発
教育委員会や関係施設・団体等が実施する各種研修会を通じて交通事故防止の啓発を図る。

項 目	（８）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	④ 身体障害者に対する交通安全教育
-----	-----------------------	-----	-------------------

所管 福井県警察本部（交通企画課）

交通安全のために必要な技能および知識を習得してもらうため、障害の程度に応じたきめ細やかな交通安全教育の推進に努める。

項 目	（８）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑤ 電動車いす利用者に対する交通安全教育
-----	-----------------------	-----	----------------------

所管 福井県警察本部（交通企画課）

電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカー等で組織される団体等と連携して、購入時の指導・助言を徹底するとともに、安全利用に向けた交通安全教育の促進に努める。
また、電動車いすの安全利用に係る講習会の実施に努める。

項 目	（８）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑥ 外国人に対する交通安全教育
-----	-----------------------	-----	-----------------

所管 福井県警察本部（交通企画課）

我が国の交通ルール・交通マナーに関する知識を習得してもらうことに努める。
最近の国際化の進展を踏まえ、外国人の法令知識不足等による交通事故防止を図るため、教材の充実を図る等、効果的な交通安全教育に努める。また、外国人を雇用する事業者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。

項 目	(8) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑦ 安全運転の確保
<p>安全運転を確保するために運転者教育の充実に努め、運転者の能力や資質の向上を図る。 また、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進および自動車運送事業者の安全対策の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を推進するための取組みを進める。</p> <p style="text-align: center;">所管 中部運輸局福井運輸支局 <u>福井労働局（労働基準部監督課）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車運送事業者等の行う安全対策の充実 労働基準法等の関係法令等の履行および運行管理の徹底を図るため、重大事故を引き起こした事業者および新規参入事業者等に対する監査を徹底し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行うとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、再発防止のための指導を行う。 また、関係行政機関相互の連絡会議の開催および指導監督結果の相互通報制度等を活用することにより、事故防止等の対策強化を図り、さらに、事業者団体等を通じて安全確保対策の指導に努める。 2 運輸安全マネジメントの推進 企業全体に安全意識を浸透させ、より高い水準での安全を確保するため、自動車運送事業者が経営トップから現場まで一丸となった安全管理の体制を構築するとともに、その実施状況を自動車運送事業者に対して国が評価する運輸安全マネジメント評価を着実に実施することにより、更なる輸送の安全の確保を図り、また、これに必要な人材の育成を図る。 3 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等 県貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者の利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進する。 4 事故情報の多角的分析の実施 事業用自動車の事故に関する情報の充実に努めるため、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を充実強化する。 さらに、自動車運送事業者が乗務員への安全教育の充実に努めるための方策について検討を行う。 5 運行管理者等に対する指導講習の充実 自動車運送事業の運行管理者等に対する次の講習について、充実強化を図るとともに、視聴覚教材の活用等により効果的に実施し、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る <ol style="list-style-type: none"> (1) 運行管理者の管理能力の向上を図る「一般講習」 (2) 新たに運行管理者になろうとする者に対し、基礎的な知識を習得させる「基礎講習」 (3) 有責事故を惹起したり行政処分を受けた事業者の運行管理者に対し、資質の向上と事故等の再発防止を図る「特別講習」 6 「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づく取り組みの強化 事業用自動車については、事故件数、死者数ともに自家用自動車に比べて減少の歩みが鈍く、また、飲酒運転等の社会的影響の大きい事故についても自家用自動車に比べて減少幅が小さい状況である。 そのような現状を受け、中部運輸局および関係団体においては、平成21年3月、①10年間で死者数を半減、②10年間で人身事故件数半減、③飲酒運転ゼロの目標を設定し、「事業用自動車総合安全プラン2009」として各種政策について取り組んでいくことを決定したところであり、今後、PDCAサイクルを活用し、この取り組みを推進していく。 			

所管 福井県警察本部（交通企画課、交通指導課、運転免許課）

1 企業等における安全運転管理等の強化

(1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

企業等における自主的な安全運転管理の推進及び安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転管理者等の組織化の促進、安全運転中央研修所での研修課程の受講、各種運転経歴証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。

安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、未選任事業所の一掃を図る。安全運転管理者等の選任に当たっては、安全運転管理者制度の目的を踏まえ、使用者に代わるべきものとして、安全運転管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対する指導を強化する。

さらに、事業活動に伴う交通事故防止を一層推進するため、先進安全自動車、映像記録型ドライブレコーダー、安全運転の確保に資する車載機器等の普及に向けた働き掛けに努める。

(2) 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度の十分な活用とともに、自動車の使用者等による過積載運転、過労運転等の下命・容認事件に対する自動車の使用制限命令の迅速・適正な執行により、再犯の防止を強化する。

2 運転者教育の充実

(1) 運転者教育の効果的推進

運転者教育の充実を図るため、最近の交通事故の特徴等を踏まえた上で、常に制度の在り方、教育方法・内容等の見直しを行い、国民の理解と共感に支えられた運転者教育を効果的に推進する。

(2) 自動車教習所における教習の充実

各種研修等を通じて指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなどし、立入検査の結果に基づく指導による教習水準の維持・向上を促進する。

(3) 各種講習の充実

ア 運転免許取得時講習の充実

運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、応急救護処置講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習および普通旅客車講習）を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習に必要な体制の整備を図る。

イ 更新時講習の充実

優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習の実施、受講者の態様に応じた特別学級の編成、講習指導員の資質の向上と適正人員の確保、講習内容の充実及び講習施設と資機材の整備・充実を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。

ウ 高齢運転者標識の表示の促進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、平成23年2月に新たなデザインへと変更された高齢運転者標識の表示の促進を図る。また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への幅寄せ等を行わないよう運転者教育に努める。

エ 高齢者からの相談等に対する適切な対応

高齢者やその家族からの運転適性相談等への対応を強化する。また、各種相談、高齢運転者教育等を実施する際には、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行うとともに、各種免許関係手続の高齢者の利便性の向上に努める。

(4) 運転免許を取得した者に対する再教育の推進

運転免許を取得した者に対する再教育を実施している自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての自動車教習所等の機能を充実強化する。

(5) 二輪車運転者教育の推進

指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度の適正な運用を図るとともに、運転免許取得者教育認定制度の活用、福井県指定自動車教習所協会が行う原付安全運転講習に対する支援等により二輪車運転者に対する教育の充実を図る。

3 適正な運転免許行政の推進

(1) 県民の利便を考慮した業務の推進

運転免許業務の機械化・IT化による合理化やコース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大を図るなど、県民の利便を考慮した運転免許行政を推進する。

4 被害者等対策

項目	(1) 救助・救急体制の整備	種別	① 救助体制の整備・拡充
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u></p> <p>交通事故に起因する救助活動の増大および事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を推進する。</p>			
項目	(1) 救助・救急体制の整備	種別	② 救助・集団救急事故体制の整備
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u></p> <p>大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、消防部隊の組織的な活動が期待でき、応援部隊を迅速に投入できる消防指令業務の共同運用の検討など、連絡体制の整備および救護訓練の実施等、集団救助・救急体制の整備を推進する。</p>			
項目	(1) 救助・救急体制の整備	種別	③ 自動対外式除細動器（AED）等の応急手当の普及啓発活動の推進
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u> <u>福井県健康福祉部（地域医療課）</u></p> <p>救急現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）設置の促進および、消防機関等が行うAEDの使用を含めた応急手当について講習会の実施等、普及啓発活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関において実施する普通救命講習の受講人数 43,000人 			
項目	(1) 救助・救急体制の整備	種別	④ 高規格救急自動車等の整備
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u></p> <p>救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。</p>			

項 目	(1) 救助・救急体制の整備	種 別	⑤ 救急救命士の養成・配置等の促進							
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県安全環境部 (危機対策・防災課)</u></p> <p>プレホスピタルケア(救急現場および搬送途上における応急処置)の充実のため、県内各消防本部の救急救命士を計画的に配置できるようその育成を図り、救急救命士の処置拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進する。</p> <p>また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日現在 救急救命士数 248人 <ul style="list-style-type: none"> (うち気管挿管救命士数 189人) (うち薬剤投与救命士数 225人) 										
項 目	(1) 救助・救急体制の整備	種 別	⑥ 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実							
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県安全環境部 (危機対策・防災課)</u></p> <p>複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員および救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防学校における救急救助関係教育訓練受講人数 55人 										
項 目	(1) 救助・救急体制の整備	種 別	⑦ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備							
<p style="text-align: center;"><u>所管 福井県安全環境部 (危機対策・防災課)</u></p> <p>高速自動車国道における救急業務については、道路管理者と関係市町等が協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。</p> <p>北陸自動車道福井県消防連絡協議会が北陸自動車道総合防災訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>所管 中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株)</u></p> <p>高速道路利用者等に対する安全性・信頼性等の向上を図るため、高速道路のサービスエリアにAED(自動体外式除細動器)を整備するとともに、消防機関が行うAEDの使用を含めた応急手当の講習会を実施し、普及啓発活動を推進する。</p> <p>また、北陸自動車道・舞鶴若狭自動車道において、救急業務を実施する市町に対し、財政措置を講じて、救急業務体制の充実を図る。</p> <table border="1" data-bbox="354 1706 1241 1995" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">嶺北消防組合消防本部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福井市消防局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鯖江・丹生組合消防本部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南越消防組合消防本部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">敦賀・美方消防組合消防本部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">若狭消防組合</td> </tr> </tbody> </table>				機 関 名	嶺北消防組合消防本部	福井市消防局	鯖江・丹生組合消防本部	南越消防組合消防本部	敦賀・美方消防組合消防本部	若狭消防組合
機 関 名										
嶺北消防組合消防本部										
福井市消防局										
鯖江・丹生組合消防本部										
南越消防組合消防本部										
敦賀・美方消防組合消防本部										
若狭消防組合										

項 目	(2) 救急医療体制等の整備	種 別	① 救急医療機関等の整備
-----	----------------	-----	--------------

所管 福井県健康福祉部 (地域医療課)

必要とされる医療を適切に提供するため、初期・二次・三次の医療施設が下記の機能を分担し、連携する体制を推進する。

1 「救急病院等を定める省令」に基づく救急病院および救急診療所数

(平成 27 年 4 月 8 日現在)

救急告示病院	38
救急告示診療所	16
計	54

2 休日および土曜日夜間の救急医療体制の確立のために、主に初期救急としての在宅当番医制事業、2次救急としての病院群輪番制病院事業、3次救急としての救命救急センター事業を実施する。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

事業名	医療機関
在宅当番医制事業	11 医師会等
病院群輪番制病院事業	(嶺北) 県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井勝山総合病院、福井大学医学部附属病院、福井総合病院、公立丹南病院 (嶺南) 市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院
小児救急医療支援事業	(嶺北) 県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院 (嶺南) 市立敦賀病院、独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、杉田玄白記念公立小浜病院
救命救急センター事業	県立病院救命救急センター、杉田玄白記念公立小浜病院救命救急センター

項 目	(2) 救急医療体制等の整備	種 別	② 救急医療情報システムの充実
-----	----------------	-----	-----------------

所管 福井県健康福祉部 (地域医療課)

救急医療施設の情報を収集し、救急医療施設の患者受入可否情報を周知するため、「福井県広域災害・救急医療情報システム」の充実を図る。

また、県民的確な救急医療機関の利用を促進するため、かかりつけ医から、初期・二次・三次救急医療機関等、医療機関に応じた救急医療体制の分かりやすい広報に努める。

・福井県広域災害・救急医療情報システム事業

事業内容 福井県広域災害・救急医療情報システムの適切な運営を行う。

項 目	(2) 救急医療体制等の整備	種 別	③ 救急医療担当医師・看護師等の養成・教育
-----	----------------	-----	-----------------------

所管 福井県健康福祉部 (地域医療課)

救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対して、救急患者の救命率をより向上させるために必要な研修の充実に努め、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程における救急医療実習の充実に努めるとともに、養成課程終了後も救急医療研修を実施することにより、救急医療を担当する看護師の確保を図る。

項 目	(2) 救急医療体制等の整備	種 別	④ 救急関係機関の協力関係の確保等
-----	----------------	-----	-------------------

所管 福井県安全環境部 (危機対策・防災課)
 福井県健康福祉部 (地域医療課)

救急医療施設等への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連携体制の明確化を図る。

救急患者の救命効果の向上を図るため、医師の判断を直接救急現場に届けられるよう、救急自動車に設置した自動車電話または携帯電話により医師と直接交信するシステム(ホットライン)を活用し、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。

さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム(DMAT)の活用を推進する。

項 目	(3) 交通事故相談の実施	種 別	① 交通事故相談所における活動の充実
-----	---------------	-----	--------------------

所管 福井県安全環境部 (県民安全課)

交通事故相談所における相談業務の充実に図り、交通事故被害者等からの損害賠償、更生援護などの相談に対して必要な指導、助言を行い、福祉の向上を図る。

相 談 所	場 所	備 考
福井相談所	県民安全課内	交通事故相談員 2名

1 交通事故相談所の運営

「福井県交通事故相談所」において、交通事故により被害を受けた者等からの損害賠償、更生、援護等についての相談に応ずるとともに、必要な指導または助言を行い、交通事故被害者等の福祉の向上を図る。

2 交通事故相談所移動相談の実施

県内1会場(敦賀合同庁舎)に定期的に交通事故相談人を派遣し、遠隔地居住者の便宜を図る。

3 交通事故相談所における相談活動にあわせて、損害賠償手続きに関する教示助言等を実施する。

事業費 5,607千円

4 相談員の資質の向上

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上を図ります。

5 関係機関との連絡体制の強化

交通事故相談業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係機関、団体等との連絡協調を図る。

6 交通事故相談業務の周知

交通事故相談所において各種の広報を行うほか、パンフレット等の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

項 目	(3) 交通事故相談の実施	種 別	② 自動車損害賠償保障制度の充実等
<p>所管 中部運輸局福井運輸支局</p> <p>無保険（無共済）車両対策の徹底を図る。 ・無保険（無共済）車両対策の徹底 自賠責保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りおよび監視活動の強化等を行い、無保険車両の運行の防止を徹底する。</p>			
項 目	(4) 被害者・遺族への支援	種 別	① 交通遺児等に対する小・中学校就学時の支度金の支給
<p>所管 福井県健康福祉部（子ども家庭課）</p> <p>・交通災害等遺児就学支度金 交通災害等遺児の義務教育就学の安定を図るため、小学校、中学校に入学する場合、支度金を支給し、交通遺児等の福祉増進を図る。 事業費 1,345千円 対象児童数 31人</p>			
項 目	(4) 被害者・遺族への支援	種 別	② 犯罪被害者等基本法に基づく交通事故被害者に対する各種支援
<p>交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の警察安全相談員、交通安全活動推進センター等により推進するとともに、関係機関・団体等との連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">所管 福井県警察本部（交通指導課、交通企画課）</p> <p>1 被害者連絡の実施等 ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3か月以上の重傷を負った事故及び危険運転致死傷罪に該当する事件の被害者及びその家族又は遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、交通事故被害者等から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故被害者等の心情に配慮した適切かつ確実な被害者連絡の実施等に努める。 また、交通事故被害者等から、交通事故の加害者に係る意見の聴取等の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合に適切に対応するなど交通事故被害者等の心情にも配慮した行政処分制度の運用を図る。</p> <p>2 交通事故被害者等に対する相談活動の実施等 「被害者の手引」の作成・配布等により、刑事手続の概要の教示、交通事故証明の申請方法等損害賠償手続の概要等の教示、政府の保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等、被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。 また、交通事故被害者等が適正な補償を迅速に受けるため、自動車安全運転センターから交通事故証明書発行に必要な事項について照会を受けた際は、迅速かつ正確な回答に努める。</p> <p>3 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進 違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努める。</p>			

また、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会等で配布することや、交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施し、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。

4 関係機関等との連携の強化

交通安全活動推進センターにおける交通事故に関する相談については、被害者支援に積極的に活用するとともに、精神的被害に対するカウンセリング体制の充実を図るよう指導し、当該相談業務の円滑な実施が図られるよう支援措置を講じていく。

また、交通事故被害者等のカウンセリングを実施しているその他の機関とも連携を図り、当該機関に関する情報を教示するなど、交通事故被害者等の精神的な支援に努める。

第2章 鉄道・踏切道交通の安全

項目	(1) 鉄道における交通の安全	種別	① 鉄道交通環境の整備
所管 中部運輸局福井運輸支局			
<p>鉄道交通の安全を確保するため、鉄道施設の維持管理及び補修等を適切に実施するとともに、多発する自然災害へ対応するため、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策を図る。また、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへと計画的に更新を進める。特に、経営の厳しい地域鉄道については、それぞれが定めた整備計画に基づき、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。</p> <p>さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進する。</p>			
項目	(1) 鉄道における交通の安全	種別	② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
所管 中部運輸局福井運輸支局			
<p>運転事故の約90%を占める踏切障害事故と鉄道人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。</p> <p>このため、「鉄道の安全利用に関して策定した手引き」（国土交通省策定）も参考として安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等への安全に関する知識を分かりやすく、的確に提供するように鉄軌道事業者を指導する。</p> <p>また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>さらに、建設及び施設・車両の保守等に携わる作業員についても、安全対策の徹底を図るよう、鉄軌道事業者を指導する。</p>			
項目	(1) 鉄道における交通の安全	種別	③ 鉄道の安全な運行の確保
所管 中部運輸局福井運輸支局、福井地方气象台			
<p>重大な列車事故を未然に防止するため、運転士の資質（適正・知識および技能）の保持、事故情報およびリスク情報の分析・活用、地震発生時の安全対策、気象情報等の充実を図る。また、鉄軌道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応する。</p> <p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章（2）幹線道路等における交通安全対策の推進」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p>特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図る。</p>			

項 目	(1) 鉄道における交通の安全	種 別	④ 救助・救急活動の充実
-----	-----------------	-----	--------------

所管 中部運輸局福井運輸支局

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。

項 目	(2) 踏切道における交通の安全	種 別	① 踏切道の立体交差化および構造の改良の促進
-----	------------------	-----	------------------------

立体交差化までに時間のかかる遮断時間の長い踏切等について、効果の早期発現を図るための構造改良を促進する。

所管 中部運輸局福井運輸支局、鉄軌道事業者

平成 27 年度計画

項 目	工 事 量	
連続立体交差化	1	箇所
単独立体交差化	—	箇所
構造改良	2	箇所
整理統廃合	—	箇所
合 計	3	

所管 福井県土木部（道路保全課）

踏切道について、当面の安全を確保するため、歩道の拡幅や注意喚起マークの設置などによる構造改良を促進する。

所管 福井県土木部（道路建設課）

遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連坦している地区や等や、主要な道路との交差にかかわるもの等については、連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築および鉄道の新線建設にあたっては、極力立体交差化を図る。

項 目	事 業 量	事 業 費 (千円)	摘 要
連続立体交差化	—	—	
単独立体交差化	1 箇所	63,000	
整理統廃合	—	—	
合 計	1 箇所	63,000	

道路建設課所管の道路改築事業一覧

項 目	(2) 踏切道における交通の安全	種 別	② 踏切保安設備の整備および交通規制の実施
<p style="text-align: center;"><u>所管 中部運輸局福井運輸支局、鉄軌道事業者</u></p> <p>踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を考慮し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>また、遮断時間の長い踏切道ほど踏切事故件数が多い傾向がみられることから、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くするよう努める。</p> <p>さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を考慮して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を考慮し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。</p>			
項 目	(2) 踏切道における交通の安全	種 別	③ 踏切道の統廃合の促進
<p style="text-align: center;"><u>所管 中部運輸局福井運輸支局、鉄軌道事業者</u></p> <p>踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、踏切道に歩道がない場合又は狭小な場合の歩道整備にあたっては、単独での構造改良を認め歩行者の安全確保という緊急性の高い問題の解決を図る。</p>			
項 目	(2) 踏切道における交通の安全	種 別	④ その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
<p style="text-align: center;"><u>所管 中部運輸局福井運輸支局、鉄軌道事業者</u></p> <p>踏切事故の防止を図るため、踏切事故防止キャンペーンの展開等を通じ、踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切道通過時における安全意識の高揚を図る。</p>			